

「令和7年度鹿児島県社会的養護自立支援拠点事業業務委託」に係る質問への回答

NO.	項目	質問内容	回答
1	経費	賃貸契約時に発生する初期費用は「開設準備経費」として計上しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
2	経費	委託金額の区分において、賃借料が「基本分」「加算」どちらにも設けられていますが、この違いについてご教示くださいますようお願い致します。	「加算」における賃借料については、「基本分」を超過した賃借料を対象としております。
3	支援対象者	鹿児島県内在住、通学、通勤者等、地域についての記載はないかと思えます。支援対象となる若者の地域との関連についてお考えをお聞かせください。	対象者について、居住地域の制限は特に設けておりません。
4	運営体制	拠点については、提案時点でどこまで準備確定していることが必要でしょうか。また、一部の職員採用は受託後進めることを考えておりますが、それでもよろしいでしょうか。	提案時点では準備確定までは求めておりませんが、事業の実現性を審査するため、準備が整う見込みの時期、想定している場所や物件等を含め、提案していただきたいと考えております。 なお、職員の採用については、受託後に採用していただいて差し支えありませんが、開所までに運営体制を整える必要があります。